

# マイナンバー 社会保障・税番号制度

が始まります！



愛称：マイナちゃん

入門編

平成27年11月 内閣府

マイナンバーとは・・・



平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のこと

その使い道は・・・

# マイナンバーが必要な場面とは・・・



平成28年1月以降、住民の皆さんの  
年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの  
社会保障関係の**手続**

注) 日本年金機構におけるマイナンバーの利用、情報連携の開始時期を一定期間延期するための法改正あり。

税務署等に提出する書類への記載など  
税務関係の**手続**

被災者生活再建支援金の支給など  
災害対策に関する**手続**

役所関係の事務で必要となる大切なものです。

# マイナンバーで 何ができるの？

社会保障？

税？

災害対策？



# マイナンバーで 何ができるの？

役所にある住民情報を  
より正確かつ効率的に  
活用できるようになるんだよ。



例えば、税務情報の名寄せや突合で  
より正確な所得把握ができるように  
なり・・・

- 社会保険料や税に関し、公平な給付と負担の実現が図られる
- 真に社会保障を必要とする方に積極的に手を差し伸べる

また、

- 被災者台帳の整備などに活用して災害対策にも役立つ

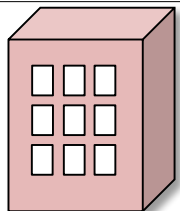
役所の業務改革が進み、住民サービス向上の期待も！

たとえば！

# 役所の事務（現在）

Aさんは必要書類を  
各々の機関等から申請・取得

市町村



申請・取得

Aさん



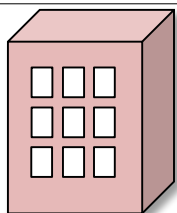
所得が少ないので  
国民年金保険料  
免除して？  
保険料免除申請書  
+  
関係機関から  
取り寄せた  
必要添付書類

申請

年金事務所

Aさんの  
所得は免除  
基準を満た  
していること  
を確認！

公共職業安定所



申請・取得

突き合わせがうまくいかないと、行政事務の非効率化を招きます

でも、**名前**や**住所**って変わりますよね？